

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

### 奈良県人事委員会規則第六号

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部改正)

**第一条** 平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則(平成二十七年三月奈良県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十七年改正条例附則第四条第三項又は第四項の規定による給料の特例)

2 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日の前日までの間において、

第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十七年改正条例附則第四条第三項又は第四項の規定による給料については、第四条又は第五条の規定にかかわらず、第四条第一項第二号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額(同日が一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年三月奈良県条例第四十五号。以下「平成二十八年改正給与条例」という。

)の施行の前日であるときは、平成二十八年改正給与条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。)に」と、「当該降格又は」とあるのは「当該降格後に受けることとなる号給(当該降格をした日が平成二十八年改正給与条例の施行の前日であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十八年三月奈良県人事委員会規則第七号)の規定による改正前の初任給規則の規定による号給)又は当該」と読み替えて初任給規則の規定を適用した場合の平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料の額に相当する額を、同条第三項又は第四項の規定による給料として支給する。

**第二条** 平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「別表第六」を「別表第二」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第三条第三号中「降給（職員の号給を分限条例第三条の規定により同一の職務の級の下位の号給に変更すること。以下同じ。）」を「降号」に改める。

第四条第一項第二号中「降給」を「降号」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。